

参議院建設委員会會議録第二十九号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)
午後零時五分開会

委員の異動

本日委員栗山良夫君及び三浦義男君辞任につき、その補欠として若木勝蔵君及び柳原亨君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
近藤 信一君
鮎川 義介君

委員

石川 榮一君
入交 太蔵君
大谷 贊雄君
齋藤 昇君
柳原 亨君
武藤 常介君
若木 勝蔵君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

建設省計画局長 町田 稔君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから

建設委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告申し上げます。本日栗山良夫君、三浦義男君が辞任され、補欠として若木勝蔵君、柳原亨君が指名されました。

○委員長(赤木正雄君) 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○石井桂君 私は大へん僭越ですが、東北興業株式会社法の法案が付されてから、連合を重ねること四回、それから建設委員会における審議が六回を重ねて、すでに十回になんなんとしております。われわれの質問もすでに尽されたと思つて、この際、質問を打ち切つて、直ちに討論に入り、採決せられんことを動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員長(赤木正雄君) 石井君の動議が出ましたが……

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(赤木正雄君) それでは、質疑は終了したものと認めます。

これから討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○近藤信一君 私は、ただいま議題となつております東北興業株式会社法の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表いたし、賛成の意見を述べらるものであります。

東北興業株式会社は、東北地方の総合的開発と産業の振興をはかり、民生の安定のための使命を持つておる会社

であります。発足後百に近い事業を計画して、多方面の事業を興し、ある程度の成果を上げて産業の振興に努力をしてきたのでありますけれども、結果的にはあまりおもしろくない事業もあつて、現在では二十九の事業所に整理されております。これはその大半が事業の行き詰まりのため譲渡されたか、解散するというような状態で、多くの事業の失敗を重ねてきたのも事実であります。その間、戦時中または戦後、困難な経済事情が伴つていたことも見のがすことができませんが、政府におかれても、監督の地位にありながら、今日まで十分な監督指導がなされなかつたこともきわめて遺憾とするところでありま。

このような悪条件にもかかわらず、今般政府はセメント工業を計画し、東北地方の開発に努力しようとしておられますが、本委員会での審議の過程や数回にわたる商工委員会との連合審査会においても、いろいろ指摘されましたごとく、セメント工業も容易なことではないようでありま。今次事業計画には民間の出資も計画され、地方財政の苦難の中から、東北興業振興のため、関係各県はそれぞれの出資をして本事業計画の成功を期待してあるようでありま。こうした観点からも、政府は従来のような監督指導でなく、十分なる努力をもつて、将来の東北興業株式会社を指導監督し、東北地方の産業発展に寄与すべきだと考へる次第であります。特に今回のセメント工業

の事業計画は新事業であり、セメント業界も大いに注目されていることであらうと思ひますが、この際、政府は国費の出資または保証をされることであるから、これらの国費がむだにされることなく、念には念を入れて、東北地方の国民の期待を裏切ることなく、万全の措置の上に立つて事業遂行をはかられんことを希望いたして、本案に賛成いたします。

○村上義一君 私は緑風会を代表して、本案に反対するものであります。本案の成文は、東北興業の債券の元金の支払いに対して国が保証するという趣旨にとどまるのであります。その内容は、十数億円を投下してセメント工業を運営するといことが、審議の過程において明瞭に相なりました。しこうして、このセメントの全国の需給関係、特に東北地方の需給と運賃関係、また現存セメント工業の操業度、特に最近における東北地方のセメント市価が他の地方に比較してむしろ安側である点、少くとも高くないといふこれらの諸点にかんがみまして、この企業もくろみにつきましては幾多の疑義を持つのであります。特にコスト計算につきまして、また建設計画につきまして、さらに販売方針につきまして、納得のできない点が多々あるものであります。まことに不堅実な企業もくろみであると思へるのであります。東北興業が今後ますます深く泥田に足を突っ込む結果になるといふことをおそれるのであります。

他面におきまして、東北地方の振興に間接に裨益し、民生の安定に間接に貢献し得れば、東北興業株式会社の一半の目的を達し得るのであります。が、この企業の遂行によりまして、間接に東北地方に裨益する点にはなはだ微弱であると思ひます。従いまして、会社は事業対象につきまして再検討をせられて、会社にとつても堅実であり、また東北地方の振興のため必要であると信ずるのであります。従いまして、堅実な有効な企業を計画されざる限り、議員の責任上本案に反対する次第であります。

○鮎川義介君 私は純々無所属のただ一人の委員といたしまして、意見を申し上げます。

私は、東北にこの事業が必要であるかどうかはまだ研究しておりませんが、申し上げる資格はありませんが、先ほど来のいろいろの政府の御答弁などを聞いておりますと、実業的に考えますと至つて不安定なものであると思ひまして、必要ありとしても、あつていふ程度でこれを着手すべきじゃないといふふうに私は考へまして、賛成いたしかねるものであります。

○石井桂君 私は自由民主党を代表いたしまして、本案に賛成するものでござい。

ただ、今回のセメントの製造をきつかけといひまして、さらに国策に沿うような事業を計画して、東北振興のために抜本的計画を立て、これを順

次完成されますように希望をいたしまして、賛成いたします。

○委員長(赤木正雄君) ほかには御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

これから採決を行います。東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任ありたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。よって、さように決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

石井 桂 近藤 信一
石川 榮一 入交 太蔵
大谷 賛雄 齋藤 昇
柳原 亨 武藤 常介
若木 勝蔵

○委員長(赤木正雄君) それでは、これで本委員会は散会いたします。

午後零時十六分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付

託された。
一、土地収用法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十六日)